

鹿屋市ヒトパピローマウイルス感染症に係る任意接種費の償還払に関する要綱の一部を改正する要綱

鹿屋市ヒトパピローマウイルス感染症に係る任意接種費の償還払に関する要綱（令和4年鹿屋市告示第110号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項第4号中「第1条の3第1項の表」を「第3条第1項の表」に改める。

附 則

この要綱は、令和5年3月1日から施行し、この要綱による改正後の鹿屋市ヒトパピローマウイルス感染症に係る任意接種費の償還払に関する要綱の規定は、令和4年12月9日から適用する。